

第25回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 午前9時30分から午前10時30分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第4号 農地所有適格法人の要件確認について
議案第5号 下限面積(別段の面積)設定について
議案第6号 令和4年度活動目標について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第25回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、貸借期間満了のための更新申請でございます。高圧線が2本走っているため5筆と数は多いですが、1枚の田になります。

 2番は、〇〇さんが借受されているミカン畑を購入されるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
1番は石橋委員が担当ですので、お願いします。

5番委員 今まで作られていたものの更新ですし、〇〇さんは認定農業者なので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
続きまして、2番案件を7番委員からよろしくお願いします。

7番委員 先日、現地の方を拝見しましたが、ミカンの木はまだ少ないですけど10年ぐらいのものがありません。問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。

では審議に入ります。事前に事務局へ質問はあってないようですが、改めて皆さんから何かございませんでしょうか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

それでは、審議を終わり採決に入りたいと思います。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で許可することに決定いたします。

続いて2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 続いて

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、5件の申請がっております。

このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番と2番案件は、売買事業により推進機構を通じ〇〇さんと□□さんが購入されるものです。

3番と4番は、期間満了による更新でございます。

5番の〇〇さんは更新ですが、遠方となるこの場所を2年間のうち別の人に譲りたいと申請書提出時に伺いました。早速、隣接地耕作をされている法人にお話を繋ぎ検討されている状況です。場合によっては、2年以内に別人耕作へ代わることも想定される案件でございます。説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。

このことで質問はございませんか。

(発言者なし。)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思いますが、議案第2号は一括採決したいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そのようにいたします。
議案第2号を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
続いて、

議案第3号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 議案第3号については、大牟田市より農業振興地域の変更について、意見を求められております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
申請地は、大牟田市北東部の大字岩本、上徳地域のミカン畑の中の一筆です。
平成17年にミカン畑3筆を購入され、そのうち一筆が白地でした。
今回、ミカンの改植にあたり、苗購入補助の利用を予定されており、その要件として農用地、いわゆる青地であることが必要であるため、編入申請となったものでございます。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 特に意見も無いようですので採決に入りたいと思います。
農用地編入に特に意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で編入は賛成とし、意見は特になしとすることに決定します。
続いて、

議案第4号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

農地所有適格法人については、事業年度終了後3ヶ月以内に報告書提出が定められており、この度、の2法人から報告書提出がございました。

(資料読み上げ)

いずれの項目も適と思われる状況です。要件を満たしているか否か、ご審議をお願いします。

議長 事務局から説明が終わりました。
皆さんからご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
議案第4号について、要件を満たしている事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で要件を満たしていることに決定します。

次に

議案第5号 下限面積（別段の面積）について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

下限面積につきましては、当委員会では30アールに決定しておりますが、毎年、設定について審議することとされていることから、今回、提案するものでございます。

方針案としましては、現行の30アールに据え置くこととし、理由につきましては、農地集約を進め農地細分化の防止の観点、並びに新規参入者の促進観点からと考えているところでございます。

参考までに、近隣市の状況も記載しておりますが、変更になった市町はございません。ご審議をお願いします。

議長 事務局から説明が終わりました。
このことについて皆さんから何かございませんか。
(発言者なし)

議長 ごございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
議案第5号について据え置くことに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で案どおりに決定します。
次に

議案第6号 令和4年度最適化活動の目標決定について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
委員会活動の令和3年度実績につきましては、先の5月総会において決定を頂きました。令和4年度活動目標設定については国において大きく見直しがされたため、多くの農業委員会から質疑が出され、その取扱い詳細がやっと固まったことにより本日の提案となったところです。

(資料読み上げ)

農地の集積目標につきましては、国の目標80%がございしますが、大牟田市の基本構想策定において現実的な目標として60%が採用されており、この内容で福岡県承認を得ていることから当委員会目標も60%としたところでございます。

また、遊休農地解消では、国からの通知で農地バンクから借受基準に不適合の判断地は、利用見込みがない農地として考えられるため解消目標から除外検討の考えが示され、一部の対象に絞り込んだ数値でございます。

最適化活動の強化月間内容としては、春に委員代表による四者協議を行った際、意向確認が最重要であるとの意見が出たことを受け、意向確認調査を掲げているものでございます。

併せまして、これら資料を推進委員へも送付し、ご意見については事務局までご連絡をお願いしたところですが、ご意見は届いていないことをご報告します。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

議長 事務局から説明が終わりました。
このことについて皆さんから何かございませんか。

8 番委員 例年の農地集積実績はどのくらいでしょうか。

事務局 新規のものは、7ヘクタール程です。

8 番委員 そうなると目標と実績との差が生じますけど、目標修正などを想定されているのでしょうか。

事務局 国としては、全国規模としては担い手集積80%の目標がございますが、本市のように中山間地を抱える市町村においては、現状で30%から40%台と乖離した状況にございます。

しかしながら国としては、目標を掲げている以上、全国の市町村に対し補助金や中間管理事業の支援を行うので、各農業委員会は頑張っ欲しいとの考えでございませぬ。

また、中山間地域の集積問題では、当委員会としても以前から基盤整備が望まれているところですが、こちらの事業もなかなか進まない状況であります。

農家側からみても作りにくい農地は敬遠するのは当然のことだと思います。

そういった面で、結果として目標に届かないということは有り得ることで、やむを得ない事と考えております。

会長 よろしいですか。

8 番委員 はい。

会長 ほかにございませぬか。
(発言者なし)

議長 無いようですが、私からよろしいでしょうか。

農地を認定農業者等へ集約するというのは、認定農業者や認定新規就農者だと思っておりますが、担い手として人農地プランとの関係を説明願います。

事務局 はい。

農地集積については、認定農業者並びに認定新規就農者となっており、今までの集積面積の取扱いと何ら変更はございませぬ。

一方、人農地プランでの地元協議には、認定農業者等に加え、中規模農業者が加わることができることから協議に参加頂いてきたところです。

こういったところから分かりにくくなっているのではないかとと思っております。

議長 個人的な思いですが、私の担当地域では、地域内の中規模農家4人程が水管理等をまとめられております。このため、周辺耕作をしている認定農業者としても地域の人が耕作するといわれるのならばと逆に譲られる動きがございませぬ。

数字上は集積に繋がらないですが、農地は誰かが管理し遊休農地としないことが最終目標だと思っておりますので、認定農業者であれ担い手であれ、耕作していくことは環境面ではよい状況ではないかと思えます。

そういった意味では、国は農地集積の考えと人農地プランの担い手の考えと二方向からどうにかしろといわれているため、本当にやりくい成績表になっているなど個人的には感じています。

皆さんからご意見はございませんか。

(発言者なし)

議長 それでは無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
案どおりの目標とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で案どおりの活動目標とすることに決定します。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
以上で説明を終わります。

議長 何かご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。
次の

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、ご質問ございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第4号を終わります。

議長 以上をもちまして、第25回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上